

おおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業実施要綱

令和3年10月1日
告示第185号

(趣旨)

第1条 この告示は、運転免許を自主的に返納する高齢者に対して、公共交通の利用を支援し、高齢者が運転免許を自主返納等しやすい環境を整え、高齢者ドライバーによる交通事故を減少させることを目的としたおおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業の実施に関して、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及びおおい町防災安全課所管補助金等交付要綱（令和2年おおい町告示第136号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許で有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、福井県公安委員会に運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許の全部を返納することをいう。
- (3) 高齢者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている満年齢70歳以上の者をいう。
- (4) 電動アシスト三輪自転車 道路交通法第2条第1項第11号ロに規定する軽車両で、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の3の型式認定を受けた三輪のものをいう。
- (5) デマンドバス おおい町デマンドバス運行事業実施要綱（令和3年おおい町告示第23号）に基づき運行するデマンドバスのことをいう。

(支援対象者)

第3条 この事業の支援の対象となる者は、高齢者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 運転免許を自主返納した者
- (2) 運転免許を失効した者

(支援内容)

第4条 町長は、支援対象者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる支援を行う。

- (1) デマンドバス 乗車1回に係る1人の支払う運賃のうち300円。ただし、期間は第6条第1項の支援を決定した日から5年間とする。

- (2) タクシー 別に指定するタクシーの2万円分の利用券
 - (3) 電動アシスト三輪自転車 購入価格の2分の1。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、10万円を限度とする。
- 2 前項第2号及び第3号の支援は、支援対象者1人につき1回限りとする。

(支援の申請)

第5条 前条第1項第1号及び第2号の支援を受けようとする者は、おおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業申請書(様式第1号)に、第3項第1号の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 前条第1項第3号の支援を受けようとする者は、おおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業(電動アシスト三輪自転車購入費)補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)に次項第1号及び第2号の書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 3 前2項の添付書類は次のとおりとする。
- (1) 申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書の写し
 - (2) 電動アシスト三輪自転車購入の領収書及び保証書の写し

(支援の可否の決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、必要な事項を確認のうえ、支援の可否を決定し、おおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

- 2 町長は、前条第2項の規定による申請を受理したときは、必要な事項を確認のうえ、支援の可否を決定し、おおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業(電動アシスト三輪自転車購入費)補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(割引証及び利用券の交付)

第7条 町長は、第4条第1項第1号及び第2号の支援を決定したときは、前条第1項の通知書と併せて、支援の決定を受けた者(以下「支援決定者」という。)に対し、決定した支援の内容に応じ、デマンドバス割引証(様式5号)及びタクシー利用券(様式6号)を交付する。

- 2 前項のタクシー利用券の再交付はしない。

(割引証の再交付)

第8条 支援決定者は、デマンドバス割引証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、デマンドバス割引証再交付申請書(様式第7号)を提出することにより再交付を受けることができる。

- 2 前項の申請書には、破損し、又は汚損したデマンドバス割引証を添えなければならない。

ただし、紛失した場合はこの限りでない。

- 3 デマンドバス割引証の再交付を受けた後、紛失したデマンドバス割引証を発見したときは、直ちに町に返還しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 第6条第2項の通知を受けた者は、おおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業(電動アシスト三輪自転車購入費)補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条のおおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業(電動アシスト三輪自転車購入費)補助金交付請求書(様式第8号)を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(支援の取消)

第11条 町長は、第4条第1項第1号及び第2号の支援に係る支援決定者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は同条同項第3号の支援に係る支援決定者が次の第1号に該当する場合には、支援を取り消すことができる。

- (1) 支援決定者の申請内容に虚偽が発覚した場合
- (2) 支援決定者が本町から転出した場合
- (3) 支援決定者が死亡した場合
- (4) 支援決定者が支援決定者以外の者にタクシー利用券を譲渡し、又は担保に供した場合
- (5) その他町長が支援が適当でないとする場合

(割引証及び利用券の返還)

第12条 第4条第1項第1号の支援の支援決定者は、デマンドバス割引証の有効期間が経過したときは、速やかに当該割引証を町に返還しなければならない。

- 2 第4条第1項第1号及び第2号の支援に係る支援決定者は、前条の規定により支援が取り消された場合は、直ちにその所持するデマンドバス割引証及び残余のタクシー利用券を町に返還しなければならない。

(台帳の整備)

第13条 町長は、おおい町高齢者運転免許自主返納等支援事業支援決定者台帳(様式第9号)を整備することにより、常に支援決定者の状態を把握し、必要に応じて関係機関と情報を共有するものとする。

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。